

○無線局運用規則第二百五十八条の二の規定に基づくアマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別

(平成二十一年三月二十五日)

(総務省告示第百七十九号)

無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)第二百五十八条の二の規定に基づき、アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を次のように定め、平成二十一年三月三十日から施行する。

なお、平成十五年総務省告示第五百八号(アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件)は、平成二十一年三月二十九日限り、廃止する。

1 135.7kHzから10.5GHzまでの周波数

	周波数帯の別	使用電波の型式及び周波数の使用区別	
		電波の型式	周波数
1	135.7kHzから137.8kHzまで	A1A F1B F1D G1B G1D	135.7kHzから137.8kHzまで
2	472kHzから479kHzまで	A1A F1B F1D G1B G1D	472kHzから479kHzまで
3	1,800kHzから1,875kHzまで及び1,907.5kHzから1,912.5kHzまで	全ての電波の型式	1,800kHzから1,810kHzまで
		A1A	1,810kHzから1,825kHzまで
		全ての電波の型式	1,825kHzから1,875kHzまで
		A1A F1B F1D G1B G1D	1,907.5kHz から 1,912.5kHzまで
4	3,500kHzから3,580kHzまで、3,599kHzから3,612kHzまで及び3,662kHzから3,687kHzまで	A1A	3,500kHzから3,520kHzまで
		A1A F1B F1D G1B G1D	3,520kHzから3,535kHzまで
		全ての電波の型式	3,535kHzから3,575kHzまで(注1)
			3,575kHzから3,580kHzまで
			3,599kHzから3,612kHzまで
		3,662kHzから3,680kHzまで	

			3,680kHzから3,687kHzまで(注2)
5	3,702kHzから3,716kHzまで、3,745kHzから3,770kHzまで及び3,791kHzから3,805kHzまで	全ての電波の型式	3,702kHzから3,716kHzまで(注2)
			3,745kHzから3,770kHzまで(注2)
			3,791kHzから3,805kHzまで(注2)
6	7,000kHzから7,200kHzまで	A1A	7,000kHzから7,030kHzまで
		A1A F1B F1D G1B G1D	7,030kHzから7,045kHzまで
		全ての電波の型式	7,045kHzから7,100kHzまで(注1)
			7,100kHzから7,200kHzまで
7	10,100kHz から 10,150kHzまで	A1A	10,100kHz から 10,130kHzまで
		A1A F1B F1D G1B G1D	10,130kHz から 10,150kHzまで
8	14,000kHz から 14,350kHzまで	A1A	14,000kHz から 14,070kHzまで
		A1A F1B F1D G1B G1D	14,070kHz から 14,100kHzまで
		全ての電波の型式	14,100kHz から 14,112kHzまで
			14,112kHz から 14,150kHzまで(注1)
9	18,068kHz から 18,168kHzまで	A1A	18,068kHz から 18,090kHzまで
		A1A A2A A2B A2D F1B F1D G1B G1D	18,090kHz から 18,100kHzまで(注3)
		A1A F1B F1D G1B G1D	18,100kHz から 18,110kHzまで

		全ての電波の型式	18,110kHz から 18,120kHzまで(注1)
			18,120kHz から 18,168kHzまで(注2)
10	21,000kHz から 21,450kHzまで	A1A	21,000kHz から 21,070kHzまで
		A1A F1B F1D G1B G1D	21,070kHz から 21,125kHzまで
		A1A A2A A2B A2D F1B F1D G1B G1D	21,125kHz から 21,150kHzまで(注3)
		全ての電波の型式	21,150kHz から 21,450kHzまで(注2)
11	24,890kHz から 24,990kHzまで	A1A	24,890kHz から 24,910kHzまで
		A1A F1B F1D G1B G1D	24,910kHz から 24,930kHzまで
		全ての電波の型式	24,930kHz から 24,940kHzまで(注1)
			24,940kHz から 24,990kHzまで(注2)
12	28MHzから29.7MHzまで	A1A	28MHzから28.07MHzま で
		A1A A2A A2B A2D F1B F1D(注4) G1B G1D(注4)	28.07MHzから28.15MHz まで
		A1A A2A A2B A2D F1B F1D(注4) G1B G1D(注4)	28.15MHz から28.2MHz まで(注3)
		全ての電波の型式(注4)	28.2MHzから29MHzまで (注2)
		全ての電波の型式(注5)	29MHzから29.3MHzまで
		全ての電波の型式	29.3MHz から29.51MHz まで(注6)
		全ての電波の型式(注5)	29.51MHzから29.59MHz まで(注7)
			29.59MHzから29.61MHz

			まで
			29.61MHz から 29.7MHz まで(注7)
13	50MHzから54MHzまで	A1A A2A A2B A2D F1B F1D(注4) G1B G1D(注4)	50MHzから50.1MHzまで (注8)
		全ての電波の型式(注4)	50.1MHzから50.2MHzま で(注9)(注10)
			50.2MHzから50.3MHzま で(注9)
			50.3MHzから51MHzまで
		全ての電波の型式(注5)	51MHz から 52MHz ま で(注2)(注11)
		全ての電波の型式	52MHzから52.3MHzま で(注12)
		全ての電波の型式(注4)	52.3MHzから52.5MHzま で(注2)
		F1D(注5) F2D(注5) G1D(注5)	52.5MHzから52.9MHzま で
全ての電波の型式	52.9MHzから54MHzまで		
14	144MHzから146MHzまで	全ての電波の型式(注4)	144MHz から 144.02MHz まで(注13)
		A1A(注14)	144.02MHz か ら 144.1MHzまで(注9)
		全ての電波の型式(注4)	144.1MHzから144.2MHz まで(注9)(注15)
			144.2MHzから144.4MHz まで(注2)
			144.4MHzから144.5MHz まで
		全ての電波の型式	144.5MHzから144.6MHz まで(注12)
		F1D(注5) F2B(注5) F2D(注5) G1D(注5)	144.6MHzから144.7MHz まで
		全ての電波の型式(注5)	144.7MHz か ら 145.65MHzまで(注2)(注

			11)
		全ての電波の型式	145.65MHz から 145.8MHzまで
			145.8MHzから146MHzま で(注6)
15	430MHzから440MHzまで	A1A	430MHzから430.1MHzま で
		全ての電波の型式(注4)	430.1MHzから430.5MHz まで(注2)
			430.5MHzから430.7MHz まで
		全ての電波の型式	430.7MHzから431MHzま で(注12)
		F1D(注5) F2B(注5) F2D(注5) G1D(注5)	431MHzから431.4MHzま で
		全ての電波の型式(注5)	431.4MHzから431.9MHz まで(注2)(注11)
		全ての電波の型式(注4)	431.9MHzから432.1MHz まで(注13)
		全ての電波の型式(注5)	432.1MHzから434MHzま で(注2)(注11)
		全ての電波の型式	434MHzから435MHzまで (注16)
			435MHzから438MHzまで (注6)
			438MHzから439MHzまで
			439MHzから440MHzまで (注16)
16	1,260MHzから1,300MHz まで	全ての電波の型式	1,260MHzから1,270MHz まで(注6)
			1,270MHzから1,273MHz まで(注16)
		A3F A8W C3F C8W D7D F1D F3F F7D F7W F8W G1D G7D X7D	1,273MHzから1,290MHz まで(注17)

		全ての電波の型式	1,290MHzから1,293MHz まで(注16)
		A2A A2B A2D F1B F1D F2B F2D G1B G1D	1,293MHzから1,294MHz まで
		全ての電波の型式(注4)	1,294MHz か ら 1,294.5MHzまで(注2)
		A1A F2A F2B F2D	1,294.5MHz か ら 1,294.6MHzまで(注18)
		全ての電波の型式	1,294.6MHz か ら 1,294.9MHzまで(注12)
		全ての電波の型式(注5)	1,294.9MHz か ら 1,295.8MHzまで(注2)(注 11)
		全ての電波の型式(注4)	1,295.8MHz か ら 1,296.2MHzまで(注13)
		全ての電波の型式	1,296.2MHz か ら 1,299MHzまで
			1,299MHzから1,300MHz まで(注16)
17	2,400MHzから2,450MHz まで	全ての電波の型式	2,400MHzから2,405MHz まで(注19)
			2,405MHzから2,407MHz まで(注16)
		A3F A8W C3F C8W D7D F1D F3F F7D F7W F8W G1D G7D X7D	2,407MHzから2,424MHz まで(注17)
		全ての電波の型式(注4)	2,424MHz か ら 2,424.5MHzまで(注9)
		A1A F2A F2B F2D	2,424.5MHz か ら 2,425MHzまで(注18)
		全ての電波の型式	2,425MHzから2,427MHz まで(注16)
			2,427MHzから2,450MHz まで

18	5,650MHzから5,850MHz まで	全ての電波の型式	5,650MHzから5,670MHz まで(注20)
			5,670MHzから5,690MHz まで(注16)
		A3F A8W C3F C8W D7D F1D F3F F7D F7W F8W G1D G7D X7D	5,690MHzから5,725MHz まで(注17)
		全ての電波の型式	5,725MHzから5,730MHz まで(注16)
			5,730MHzから5,755MHz まで
		A1A F2A F2B F2D	5,755MHzから5,757MHz まで(注18)
		全ての電波の型式	5,757MHzから5,760MHz まで
		全ての電波の型式(注4)	5,760MHzから5,762MHz まで(注9)
		全ての電波の型式	5,762MHzから5,765MHz まで
			5,765MHzから5,770MHz まで(注16)
			5,770MHzから5,810MHz まで
			5,810MHzから5,830MHz まで(注16)
	5,830MHzから5,850MHz まで(注20)		
19	10GHzから10.25GHzまで	全ての電波の型式	10GHzから10.025GHzま で(注16)
		A3F A8W C3F C8W D7D F1D F3F F7D F7W F8W G1D G7D X7D	10.025GHzから10.08GHz まで(注17)
		全ての電波の型式	10.08GHzから10.15GHz まで

			10.15GHz から 10.18GHz まで(注16)
			10.18GHzから10.235GHz まで
		A1A F2A F2B F2D	10.235GHz か ら 10.237GHzまで(注18)
		全ての電波の型式	10.237GHzから10.24GHz まで
		全ての電波の型式(注4)	10.24GHzから10.242GHz まで(注2)
		全ての電波の型式	10.242GHz か ら 10.245GHzまで
			10.245GHzから10.25GHz まで(注16)
20	10.45GHzから10.5GHzま で	全ての電波の型式	10.45GHzから10.5GHzま で(注21)

備考1 自動受信を目的とする電信は、モールス符号によるものを除く。

備考2 周波数の欄に定める各周波数の範囲は、上限の周波数は当該範囲に含み、下限の周波数は当該範囲に含まないものとする。

備考3 周波数の欄に定める各周波数は、別に注で定める場合を除き、次に掲げる場合に使用することはできない。

- (1) 衛星通信を行う場合
- (2) 一般社団法人日本アマチュア無線連盟(以下「連盟」という。)のアマチュア業務の中継用無線局を介する通信に使用する場合(以下「連盟の中継用無線局に係る通信を行う場合」という。)
- (3) 月面反射通信(月面による電波の反射を利用して行う無線通信をいう。以下同じ。)を行う場合

備考4 24,990kHz以下の周波数の電波は、その占有周波数帯幅が3kHz以下のものだけに使用することができる。ただし、A3E電波を使用する場合には、この限りでない。

備考5 この表の規定にかかわらず、次に掲げる周波数は、A1A電波により連盟が標識信号の送信を行う場合に限り使用することができる。

14,100kHz、18,110kHz、21,150kHz、24,930kHz、28.2MHz、50.01MHz

備考6 この表の規定にかかわらず、次に掲げる周波数は、F2A電波又はF3E電波により連絡設定を行う場合に限り使用することができる。

51MHz、145MHz、433MHz、1,295MHz、2,427MHz、5,760MHz、10.24GHz

- 注1 この周波数の電波は、直接印刷無線電信(以下「RTTY」という。)及びデータ伝送に使用することはできない。ただし、外国のアマチュア局との通信(音声とデータを複合した通信及び画像の伝送を除く。)に使用する場合については、この限りでない。
- 注2 この周波数の電波は、RTTY及びデータ伝送(音声とデータを複合した通信及び画像の伝送を除く。)に使用することはできない。
- 注3 この周波数の電波は、RTTY及びデータ伝送に使用することはできない。ただし、A1A電波以外の電波を使用する場合であって、外国のアマチュア局との通信(音声とデータを複合した通信及び画像の伝送を除く。)に使用するときは、この限りでない。
- 注4 この電波は、その占有周波数帯幅が3kHz以下の場合に限り使用することができる。ただし、A3E電波についてはその占有周波数帯幅が6kHz以下の場合には使用することができるものとし、144.3MHzから144.5MHzまでの周波数の電波については国際宇宙基地に開設されたアマチュア局と通信を行う場合に限り、その占有周波数帯幅が40kHz以下の場合には使用することができるものとする。
- 注5 この電波は、その占有周波数帯幅が3kHzを超える場合に限り使用することができる。ただし、29MHzから29.3MHzまで及び51MHzから51.5MHzまでの周波数の電波を外国のアマチュア局との通信に使用する場合については、この限りでない。
- 注6 備考3の規定にかかわらず、この周波数の電波は、衛星通信を行う場合に限り使用することができる。
- 注7 備考3の規定にかかわらず、この周波数の電波は、連盟の中継用無線局に係る通信を行う場合に使用することができる。
- 注8 備考3の規定にかかわらず、この周波数の電波(A1A電波の場合を除く。)は、月面反射通信又は外国のアマチュア局との通信に限り使用することができる。
- 注9 備考3の規定にかかわらず、この周波数の電波は、月面反射通信(144.1MHzから144.2MHzまでの周波数の電波は、外国のアマチュア局との月面反射通信)を行う場合に使用することができる。
- 注10 この周波数の電波は、RTTY及びデータ伝送に使用することはできない。ただし、月面反射通信(音声とデータを複合した通信及び画像の伝送を除く。)に使用する場合については、この限りでない。
- 注11 この周波数の電波は、公衆網に接続し音声(これに付随するデータを含む。注12において同じ。)の伝送を行う通信(インターネットを利用して遠隔操作を行い通信する場合を除く。以下同じ。)に使用することはできない。
- 注12 この周波数の電波は、公衆網に接続し音声の伝送を行う通信に限り使用することができる。
- 注13 備考3の規定にかかわらず、この周波数の電波は、月面反射通信を行う場合に限り使用することができる。

注14 この電波は、月面反射通信を行う場合であって、その占有周波数帯幅が3kHz以下のときに限り、全ての電波の型式を使用することができる。

注15 この周波数の電波は、RTTY及びデータ伝送に使用することはできない。ただし、外国のアマチュア局との月面反射通信(音声とデータを複合した通信及び画像の伝送を除く。)に使用する場合については、この限りでない。

注16 備考3の規定にかかわらず、この周波数の電波は、連盟の中継用無線局に係る通信を行う場合に限り使用することができる。

注17 この周波数の電波は、次に掲げる場合に限り使用することができる。

(1) テレビジョン伝送に使用する場合

(2) 占有周波数帯幅が9MHz以上の電波を高速データ伝送に使用する場合

注18 この周波数の電波は、モールス無線電信による通信により標識信号の送信を行う場合に限り使用することができる。

注19 備考3の規定にかかわらず、この周波数の電波は、衛星通信又は月面反射通信を行う場合に限り使用することができる。

注20 備考3の規定にかかわらず、この周波数の電波は、衛星通信又は連盟の中継用無線局に係る通信を行う場合に限り使用することができる。

注21 備考3の規定にかかわらず、この周波数の電波は、衛星通信又は月面反射通信を行う場合に使用することができる。

2 1以外の周波数

免許状に電波の型式及び周波数の使用区分の記載があるときは、それによらなければならない。

改正文（平成二六年一二月一七日総務省告示第四三二号）抄
平成二十七年一月五日から施行する。